

関係者の皆様

オーケー株式会社
代表取締役会長 飯田 勸
代表取締役社長 二宮 涼太郎

株式交換の差止めの仮処分の申立ての結果判明後の弊社方針について

弊社は、2021年11月9日付けのプレスリリースのとおり、2021年10月29日に開催された株式会社関西スーパーマーケット（以下「関西スーパー様」といいます。）の臨時株主総会において、関西スーパー様とH20グループとの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に係る議案で、議決権行使結果に関わる集計の疑義が判明したことを受け、公正を期し司法の判断を仰ぐべく、関西スーパー様とH20グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の差止めに求める仮処分の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行っております。

本件申立てを受け、関西スーパー様の株主の方々より、弊社を支持する温かいお言葉と共に、本件申立て後の弊社方針についてお問い合わせをいただいていることから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件申立ての見通し

既にお知らせいたしましたとおり、本株式交換は2021年12月1日に効力が発生する予定ですが、弊社はその差止めに求める仮処分を申し立てたものですので、裁判所の判断は本株式交換の効力発生日に先立って示されることを想定しております。なお、本株式交換の効力発生日までの限られた期間を勘案すると、最終的な裁判所の判断が示されるのは効力発生日の直前となる可能性が高いものと思われまます。弊社は、裁判所から判断が示されましたら、プレスリリースによりその結果を適時にお知らせいたします。

2. 本件申立てが認められた場合の弊社対応

最終的に本件申立てが認められ、本株式交換が中止された場合、実質的に本経営統合が撤回された場合と同等の状況となりますので、関西スーパー様に対して再度、上場来最高値である一株当たり2,250円による非公開化（完全子会社化）を目的とした公開買付けのご提案（以下「弊社提案」といいます。）を行う方針です。具体的な弊社対応方針は、これまでの経緯や状況を踏まえて、本件申立てが最終的に認められた際に、改めてお知らせいたします。

3. 本件申立てが認められなかった場合の弊社対応

最終的に本件申立てが認められず、本株式交換が中止されない場合、弊社としては、裁判所の判断を真摯に受け止めて、関西スーパー様に対し、弊社提案を再び行うことはいたしません。

この場合、弊社として関西スーパー様の株式を保有する意義が薄れるため、関西スーパー様の株式を売却する方針です。一方、市場株価への影響を出来るだけ避けるため、弊社は、市場売却はせず、本株式交換に伴い会社法上認められている反対株主の株式買取請求権を関西スーパー様に対して行使します。なお、株式買取請求権は、2021年11月30日までに指定口座への株式の振替を含む手続を完了させる必要があるため、裁判所の判断が示される前にかかる手続を行います。

なお、かかる手続後に、裁判所により本件申立てが認められ、本株式交換が中止された場合は、株式買取請求権も法律上失効し、弊社は関西スーパー様の株式を引き続き所有することとなりますので、上記「2. 本件申立てが認められた場合の弊社対応」には何ら影響しません。

以上